北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その1)
	(2)1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。
調整方針(案)	固定資産税縦覧帳簿の縦覧期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、新市の住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。
	市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産帳簿閲覧等			,	
【縦覧期間】	【縦覧期間】	【縦覧期間】	【縦覧期間】	固定資産帳簿の閲覧の期間について
4月1日~30日	4月1日~30日	4月1日~30日	4月1日~5月31日	は、4月1日から第1期目の納期の間
【閲覧できるもの】	【閲覧できるもの】	【写しのみ出せるもの】	【閲覧できるもの】	とし、閲覧の手数料については、住民
課税台帳	課税台帳	課税台帳 400 円(1枚当たり)	課税台帳 200円(縦覧期間中は無料)	基本台帳の閲覧手数料と同額とする。
公図(旧図含む)	公図(旧図含む)	公図(旧図は、不可)	公図(旧図含む) 200円	
路線価図	標準宅地図	400 円(B4、1枚当たり)	標準宅地図無料	
標準宅地図		【閲覧のみできるもの】		
	【課税台帳閲覧にかかる補足】	路線価図 無料		
【課税台帳閲覧にかかる補足】	閲覧できる者	基準地などに係る評価額の公開資料 無料	【課税台帳閲覧にかかる補足】	
閲覧できる者	・固定資産税の納税義務者		閲覧できる者	
・固定資産税の納税義務者	・借地人、借家人	【課税台帳閲覧等にかかる補足】	・固定資産税の納税義務者	
・借地人、借家人	・固定資産の処分をする権利を有する者	閲覧等できる者	・借地人、借家人	
・固定資産の処分をする権利を有する者	・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)	・固定資産税の納税義務者	・固定資産の処分をする権利を有する者	
・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)	閲覧できる範囲	・借地人、借家人	・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)	
閲覧できる範囲	・固定資産課税台帳	・固定資産の処分をする権利を有する者	閲覧できる範囲	
・固定資産課税台帳	・同台帳の関係する部分	・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)	・固定資産課税台帳	
・同台帳の関係する部分	借地人:当該権利の目的である土地	閲覧等できる範囲	・同台帳の関係する部分	
借地人:当該権利の目的である土地	借家人:当該権利の目的である家屋及び	・固定資産課税台帳	借地人:当該権利の目的である土地	
借家人:当該権利の目的である家屋及び	その敷地である土地	・同台帳の関係する部分	借家人:当該権利の目的である家屋	
その敷地である土地	閲覧手数料	借地人:当該権利の目的である土地		
	以下のとおりであるが、縦覧期間中は無料	借家人:当該権利の目的である家屋	[使用料・手数料]	
[使用料・手数料]			【閲覧手数料】	
【閲覧手数料】	[使用料・手数料]	[使用料・手数料]	固定資産課税台帳 1件につき 200円	
固定資産課税台帳 1回につき 200円	【閲覧手数料】	【写しの発行手数料】	公図 200円(コピーは5枚まで200円)	
公図 200円(コピーは無料)	固定資産課税台帳 1回につき 200円	固定資産課税台帳 1枚 400円	標準宅地図 無料(コピーの提供はしない)	
路線価図 無料(コピーの提供はしない)	公図 200円(コピーは300円)	【閲覧手数料】		
標準宅地図無料		路線価図 無料(コピーの提供はしない)		
市町民税の申告の方法				
【概要】	【概要】	【概要】	【概要】	市民税申告の受付会場等の体制につ
・実施期間 平成 16 年 2 月 16 日 ~ 3 月 15 日	・実施期間 平成 16 年 2 月 12 日 ~ 3 月 15 日	・実施期間 平成 16 年 2 月 12 日 ~ 3 月 15 日	・実施期間 平成 16年2月16日~3月15日	いては、原則として各市町の現行の体
・2 月中は農村地区 15 会場で各 1 日ずつ受付	・2 月後半から農村地区 6 会場で各 1 日ずつ受付	・4つの公民館で、相談対象地区を定めて申告	・期間の上期は平田町コミュニティセンターに	制を維持する。
・3 月中は酒田勤労者福祉センターを会場とし	・上記以外は役場を会場として受付	相談を実施。	於いて、下期は平田町農村環境改善センター	
て受付			に於いて、受付会場の周辺地区毎に日程表で	
・とびしま総合センターでの受付(3月の3日間、			指定している	
3名派遣)				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目8	地方税の取扱いについて(その1)						
調整方針(案)	(2)1市3町で差異のある事項については、次の	とおりとする。					
	税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。						
	国民健康保険税の税率については、合併初	年度は1市3町のそれぞれの例によるものとし、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町については、調整を行い					
	できるだけ早期に統一する。						

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

	酒田市		八幡	町		松山町	Г		平田	間	調整方針
税務証明											
所得に関する証明] 1件につき 400円	所得に関する	5証明 1件	につき 300円	所得に関する記	正明 1件に	こつき 400円	所得に関する	証明 1 件	‡につき 300円	税務証明については、内容を統一し、
納税に関する証明	1 件につき 400円	納税に関する	5証明 1件	につき 300円	納税に関する記	正明 1件に	こつき 400円	納税に関する	証明 1 件	‡につき 300円	証明手数料については、新市の住民窓口
資産に関する証明	1 件につき 400円	資産に関する	5証明 1件	につき 300円	資産に関する記	正明 1件に	こつき 400円	資産に関する	証明 1 件	‡につき 300円	手数料のその他証明手数料と同額とす
営業に関する証明	1 件につき 400円	営業に関する	5証明 1件	につき 300円	営業に関する記	正明 1件に	こつき 400円	営業に関する	証明 1 件	‡につき 300円	వ 。
土地に関する証明	1 400 円	土地に関する	5証明 1件	につき 300円×枚数	土地に関する記	正明 1件に	こつき 400円	土地に関する	証明 1件	‡につき 300円	
建物に関する証明	1 400円	建物に関する	5証明 1件	につき 300円×枚数	建物に関する記	正明 1件に	こつき 400円	建物に関する	5証明 1件	‡につき 300円	
所得、納稅、資	愛産に関する証明については、	所得、納	税、資産に関	する証明については、	土地・建物	勿に関する記	E明については、土地	土地につ	いては5筆	きまで、家屋については	
別紙が何枚あっても、認証文が1つであれば		別紙が何格	対あっても、記	認証文が 1 つであれば	は5筆・建物	刃は3棟まで	で、土地1筆又は建	3 棟までを	1件と数え	ia.	
1 件と数えるほか、土地に関する証明につい		1 件と数え	.る。		物1棟を加2	えるごとに	100円を加算した	納税に関	する証明に	こついて、道路運送車両	
ては、物件が何筆あっても認証文が1つであ		納税に関	引する証明に	ついて、道路運送車両	額となる。			法第 97 条の 2 第 1 項に規定する納税証明書			
れば1件と数える。		法第97条の2第2項については、無料。		納税に関す	する証明にて	Oいて、道路運送車両	(継続検査	師請書)に	ついては、手数料は徴		
納税に関する証明について、道路運送車両				法第 97 条の	法第 97 条の 2 第 2 項については無料		収しない。				
法第 97 条の 2	第1項に規定する納税証明書										
(継続検査申請	書)については、手数料は徴										
収しない。											
国民健康保険	税の税率										
【賦課方式】		【賦課方式】		【賦課方式】		【賦課方式】			国民健康保険税の税率については、合		
・四方式 所得	割・資産割・均等割・平等割	・四方式	所得割・資	産割・均等割・平等割	・四方式の	所得割・資産	割・均等割・平等割	・四方式	所得割・資	産割・均等割・平等割	併初年度は1市3町のそれぞれの例に
											よるものとし、不均一課税とするが、次
•	年4月1日適用)	【税率】(平	成 16 年 4 月	•	【税率】(平成		l 日適用)	【税率】(平		•	年度から統一する。なお、急激な負担増
基礎	分介護分		基礎分	介護分		基礎分	介護分		基礎分	介護分	加となる市町については、調整を行い統
	1% 1.7%		6.50%	0.95%	所得割	7.15%	1.25%	所得割	6.80%	1.15%	一する。
	7.7%		25.0%	6.00%	資産割	31.25%	6.40%	資産割	30.00%	6.60%	
	000円 7,900円	均等割	23,000円	6,500 円	均等割	24,500円		均等割	24,000円	7,700 円	
平等割 24,0	000 円 4,900 円	平等割	23,000円	4,000円	平等割	23.500 円	4,500 円	平等割	23,000円	4,500 円	
5 = 5							O . O . T	『 8→2→1117日 成立力	5】 (巫武 16	6年4月1日現在)	
	平成 16 年 4 月 1 日適用)	【賦課限度額	頁】(平成 16	年4月1日適用)	【賦課限度額】	(平成 16 年	F4月1日週用)		ו אנו דו) בא) 午 4 月 1 口坑江)	
	·	【賦課限度額	頁】(平成 16 基礎分	年4月1日適用) 介護分			F 4 月 1 日週用) 介護分	【 拠 課 № 段 8	基礎分	介護分	
【賦課限度額】(分介護分		· ·	·	基	基礎分			•	•	
【賦課限度額】(3 基礎 530,00	分介護分	5.	基礎分	介護分 80,000円	基	基礎分),000 円	介護分 80,000円		基礎分 30,000円	介護分 80,000円	
【賦課限度額】(3 基礎 530,00 【賦課割合】(平月	分 介護分 00 円 80,000 円	5.	基礎分 30,000 円	介護分 80,000円	<u>‡</u> 530	基礎分),000 円	介護分 80,000円	5	基礎分 30,000円	介護分 80,000円	
【賦課限度額】(3 基礎 530,00 【賦課割合】(平月	於分 介護分 00 円 80,000 円 成 16 年度本算定)	5.	基礎分 30,000円 (平成 16年	介護分 80,000円 度本算定)	<u>‡</u> 530	基礎分),000 円 平成 16 年度	介護分 80,000円 逐本算定)	5	基礎分 30,000円 (平成 16年	介護分 80,000円 F度本算定) 介護分	